１年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

　○○株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表○○○○は、労働基準法第32条の４第１項に基づき、　　　年度の所定労働時間等に関し、下記のとおり協定する。

（対象期間）

第1条 　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの１年間（以下「対象期間」という。）の所定労働時間については、本協定の定めるところによるものとし、所定労働時間は1年間を平均して週40時間を超えないものとする。

（１日の所定労働時間）

第2条 　１日の所定労働時間（休憩時間を除く。）は8時間とし、始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

(1) 始業時刻…午前9時

(2) 終業時刻…午後6時

(3) 休憩…正午から午後１時まで

（特定期間）

第3条 　次の各号に掲げる期間は、特に業務が繁忙な期間（以下「特定期間」という。）とする。

(1) 　　月　　日から　　月　　日まで

(2) 　　月　　日から　　月　　日まで

　（連続労働日数）

第4条 　対象期間における連続労働日数の上限は、６日とする。ただし、特定期間については、12日とする。

2 　前項の上限を超えて労働させたとき、又は休日に労働させたことにより１週間について休日が１日も確保できなくなったときは、当該労働した日について、給与規定第○○条の定めるところにより、休日割増賃金を支払う。

（時間外割増賃金を支払う場合）

第5条 　所定労働時間を超えて労働させた場合において、次の各号に掲げる時間があるときは、給与規程第○○条の定めるところにより、時間外割増賃金を支払う。

(1) １日については、８時間（勤務カレンダーにより８時間を超える所定労働時間が定められている日は、その時間）を超えて労働した時間

(2) １週間（日曜日を起算日とする。）については、40時間（勤務カレンダーにより40時間を超える所定労働時間が定められている週は、その時間）を超えて労働した時間（前号の時間を除く。）

(3) 対象期間中の法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（前二号の時間を除く。）

（適用対象者）

第6条 　本協定による変形労働時間制は、○○に勤務する従業員を対象とする。

（適用除外）

第7条 　前条にかかわらず、妊娠中又は産後1年以内の女性従業員のうち請求した者及び18歳未満の年少者には、本協定を適用しない。

（家庭的責任を有する者等への配慮）

第8条 　育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

（有効期間）

第9条 　本協定の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

　以上の協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々１通ずつ所持する。

　　　　年　　月　　日

○○株式会社　従業員代表　○○○○　㊞

○○株式会社　代表取締役　○○○○　㊞